

## 「土砂等発生元証明書」等について

特定事業場に土砂を搬出するときは、安全な土砂であることを証明するために「土砂等発生元証明書」又はこれに代わる文書が必要です。

「土砂等搬入届」に添付する「土砂等発生元証明書」等は、発生元事業者が発行する文書です。「土砂等搬入届」の記載内容に不明な点があった場合には、市から発生元事業者へ直接確認することもあります。

### I 発生元が造成・建設・建築工事等の場合

#### 1 土砂等発生元証明書の記載（記載例は2ページ）

- (1) 発生元事業者の「代表者又は現場責任者」には、職名及び氏名（**記名・署名可**）を記載してください。
- (2) 印は、代表者については**代表者印**を、現場責任者については**所長印等の職印**（職印が定められていない場合は、現場責任者が職務上使用する印）を押印してください。
- (3) 担当者が決められている場合は、氏名も記載してください。
- (4) 「発生元工事に係る土砂等発生総量」には、**当該工事から発生する土砂等の総量**を必ず記載してください。
- (5) 「うち搬出契約量」には、**搬出先の特定事業者との契約数量**を記載してください。

#### 2 添付図書

「検査試料採取調書」、「地質分析（濃度）結果証明書」、採取状況等写真（採取前全景、各採取点、試料集合）、工事場所案内図、採取位置図及び証明書対象区域が確認できる図面（平面図・断面図等に着色）を添付してください。

### II 発生元工事が公共事業等の場合

「地質分析（濃度）結果証明書」を「汚染要因に関する調査票」に代えることができます。調査票の印は、担当課長等の私印でなく**市長印や所属長印等の公印**を押印してください。

### III 発生元が、都道府県知事の認可を取得した土砂採取場の場合

「土砂等発生元証明書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」を「土砂等売渡・譲渡証明書」に代えることができます。

#### 1 「土砂等売渡・譲渡証明書」の記載（記載例は3ページ）

- (1) 「特定事業区域所在地」には、土砂を売り渡す特定事業場の所在地を記入します。
- (2) 「採取計画認可番号」には、都道府県知事が発行した「土砂採取計画認可書」の認可番号を記入します。
- (3) 「売渡し又は譲渡しの期間」は、「認可期間」内でなければなりません。

#### 2 添付図書

都道府県知事が発行した「土砂採取計画認可書」の写しと、採取場案内図を添付してください。

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日

特定事業者

**A建設株式会社** 様

発生元事業者 **千葉県稲毛区〇〇一丁目〇番〇号**  
 住 所 **株式会社 S建設**  
 事業者名 **代表取締役 〇〇 〇〇**  
 代表者又は現場責任者 **現場責任者 〇〇 〇〇**  
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

太枠内には、発生元の工事内容及び搬出する土砂に関する情報を記入すること(特定事業場の許可(届出)内容と間違えないよう要注意)

押印

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。  
 なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

発生元工事名	<b>千葉県若葉区G町〇〇造成工事</b>	
発生元工事施工場所	<b>千葉県若葉区G町1番1</b>	
発生元工事発注者	<b>K開発株式会社</b>	
発生元工事施工期間	<b>平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日</b>	
発生元工事に係る土砂等発生総量	<b>注1 15,000</b> m <sup>3</sup> (うち搬出契約量 <b>注2 7,000</b> m <sup>3</sup> )	
今回の証明に係る土砂等の量	<b>注3 4,000</b> m <sup>3</sup> (5,000 m <sup>3</sup> 以内)	
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有・無 別紙のとおり	
発生土砂等の区分	<b>第〇種建設発生土</b>	
発生土砂等運搬契約者名	住所 <b>千葉県練区〇〇一丁目〇番〇号</b> 住所 <b>千葉県花見川区〇〇町〇番〇</b> 住所 住所	氏名 <b>株式会社U興業</b> 氏名 <b>U土建有限会社</b> 氏名 氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場) 住所 氏名 (埋立て等の事業場) 住所 <b>千葉県中央区T町1番1 他1筆</b> 氏名 <b>A建設株式会社</b>	

当該工事が公共事業で、「地質分析(濃度)結果証明書」の代わりに「汚染要因に関する調査票」を添付する場合は、「無」に〇印をつけ、「別添汚染要因に関する調査票のとおり」と記入すること

当該土砂を搬出する特定事業場の住所を記入すること(埋立事業者の住所と間違えないよう要注意)

- 注 1 発生元事業者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。  
 2 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

- 注1 発生元の工事で発生する(搬出する)土砂等の総量を記入すること  
 注2 注1のうち、「発生土砂等埋立事業者名」欄に記載されている特定事業場へ搬出する土砂等の総量を記入すること  
 注3 注2のうち、当該証明書にて証明する土砂等の量を記入すること(一つの証明書で証明できる土砂等の量は5,000m<sup>3</sup>まで)

記載例は、発生元の工事で15,000m<sup>3</sup>の土砂が発生し、そのうちの7,000m<sup>3</sup>を〇〇〇〇株式会社の特定事業場へ搬出するケース。一つの証明書で証明できる土砂等の量は5,000m<sup>3</sup>までであることから、同一の特定事業場へ7,000m<sup>3</sup>を搬出するには少なくとも二つの証明書が必要となるため、当該証明書でまず4,000m<sup>3</sup>分を証明。残りの3,000m<sup>3</sup>分については、新たな「地質分析(濃度)結果証明書」等の書類及び注3部分を3,000m<sup>3</sup>とした発生元証明書が必要。

土砂等売渡・譲渡証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

特定事業者

**A建設株式会社** 様

許可事業の場合は届出に関する記載を、届出事業の場合は許可に関する記載を、それぞれ二重線で消すこと  
※記載例は許可事業の場合

売渡・譲渡元事業者

住所 **市原市〇〇二丁目〇番〇**

事業者名 **有限会社 D建材**

代表者 **代表取締役 〇〇 〇〇** 

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

特定事業者が千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた(届出をした)区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認可採取場所在地	<b>市原市D町3番3</b>
採取計画認可番号	<b>〇〇県〇〇〇〇第〇〇〇〇号</b>
認可期間	<b>平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日</b>
認可採取量	<b>〇〇〇, 〇〇〇</b> m <sup>3</sup>
特定事業区域所在地	<b>千葉市中央区T町1番1 他1筆</b>
売渡し又は譲渡しの土量	<b>3, 000</b> m <sup>3</sup>
売渡し又は譲渡しの期間	<b>平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日</b>
売渡し又は譲渡し土砂の運搬契約者名	住所 <b>千葉市緑区〇〇一丁目〇番〇号</b> 氏名 <b>株式会社U建設</b> 住所 <b>千葉市花見川区〇〇町〇番〇</b> 氏名 <b>U土建有限会社</b> 住所 氏名

注 売渡・譲渡元事業者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。